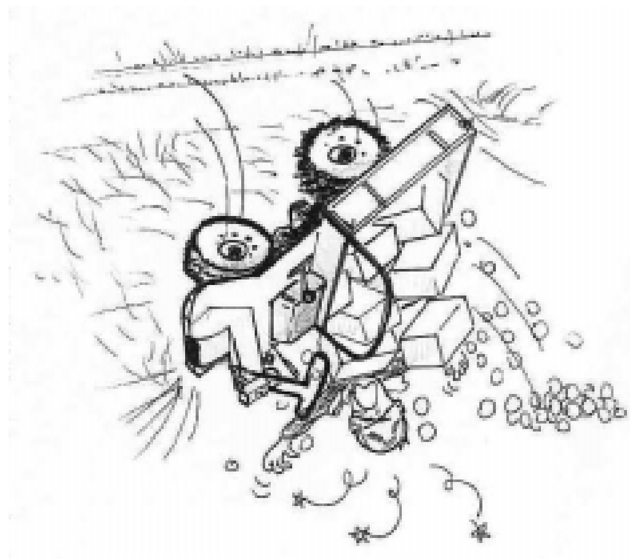
消費者被害注意情報（危害情報システムから）№２２

１９９８年 ９ 月 ７ 日
国 民 生 活 セ ン タ ー

死亡事故も起きている！ 農業用運搬車からの転落・下敷き事故



乗り降りが楽で、あぜ道や起伏のある場所でも小回りがきき、農作物なども大量に運搬できる「農業用運搬車」は、この１０年間で約６０万台出荷され、農村部では便利に広く使われているようである。

しかし、これら農業用運搬車から転落し、その下敷きになって重傷を負う事故が、毎年、国民生活センター危害情報システムに報告されている。被害者は圧倒的に高齢者が多く、なかには、死亡した例もある。

また、農林水産省の『平成８年度　農作業事故調査結果報告書』によれば、「農用運搬車」（動力運搬車、トレーラー、農業用トラック）による死亡事故は平成７年１年間に４２件起きている。原因の半数近くが転落・転倒によるものである。

そこで、農業用運搬車の事故の実態を調べ、広く注意を呼びかけることにした。

１．農業用運搬車とは

「農業用運搬車」とはさまざまな目的で農作業に用いられる動力付きの運搬車のことをいう。大別すると、クローラ式と車輪式とがあり、それぞれ**①歩行型 ②歩行乗用兼用型 ③乗用型**とがある。（巻末資料参照）

これらの中で転倒・転落事故が報告されているのは、②歩行・乗用兼用型と ③乗用型である。

（道路走行する場合には、小型特殊または普通自動車免許証が必要である。）

２．事故の概要

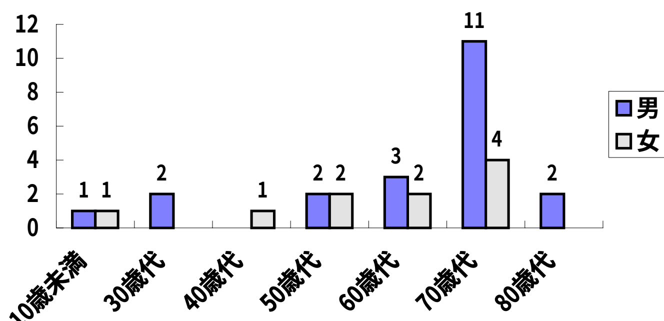
（１）毎年起きている事故

農業用運搬車の事故は、国民生活センターの危害情報協力病院から３１件寄せられている。（９２年度２件、９３年度２件、９４年度９件、９５年度４件、９６年度５件、９７年度７件）

（２）圧倒的に高齢者が多い

男性２１件、女性１０件で男性が多い。年齢別では、同乗していた１０歳未満の子ども２件を除けば、７０歳代：１５件、６０歳代：５件、５０歳代：４件、８０歳代：２件、３０歳代：２件、４０歳代：１件で圧倒的に高齢者が多い。（図１）

図１　性別・年齢別件数



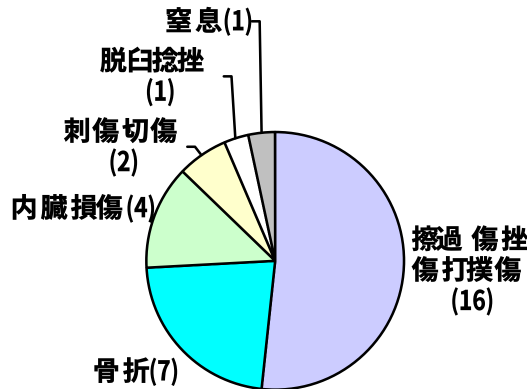
＊この情報は、全国の協力病院から、国民生活センター「危害情報システム」に報告された事故情報を分析したもので、消費者に被害防止のために注意を促すことを目的に提供するものである。

（3）内臓損傷、骨折など深刻なけがが多い

事故は、あぜ道などからの転落により発生し、けがの種類では、「擦過傷・挫傷・打撲傷」が１６件と最も多いが、「骨折」７件、「内臓損傷」４件など　深刻なけがも多い。（図２）

どこにけがをしたかでは、「頭部」が９件でいちばん多く、次に「胸部」が８件、「大腿・下腿」４件の順であるが、転落時に下敷きになると、圧迫される箇所が頭部から胸部、胸部から足部と広範囲にわたるケースが多い。

図 2　けがの内容 (件)



（4）重いけがになりやすく、死亡することも

３１件中、入院を要するものが１２件（中等症：８件、重症：３件、重篤症：１件）もあり、いったん事故にあうと重いけがになりやすいのが特徴である。死亡した例も１件ある。

＊中等症：生命に危険はないが入院を要する状態、重症：生命に危険が及ぶ可能性が強い状態、重篤症：生命の危険が迫っている状態

（5）主な事例

【事例１】娘の運転する農業用運搬車に同乗していて、わきみ運転で４ｍ下に車ごと転落した。腰部を骨折。（９２年１０月　７４歳・女性）

【事例２】農業用三輪運搬車の後ろに乗っていたら、急ブレーキで振り落とされた。しばらく意識を失っており、病院で気がついた。頭部を打撲。（９４年５月　５２歳・男性）

【事例３】農業用運搬車に乗っていて転落、下敷きとなる。右肋骨骨折、右大腿骨骨折、肺挫傷等。（９４年８月 ７０歳・男性）

【事例４】農業用運搬車から降りてギアチェンジをしている時にブレーキが外れ、動いた運搬車に押されるようにして轢かれた。胸部の内臓損傷の他、頭部、腰背部を打撲、下腿を切創。（９７年５月　８２歳・男性）

【事例５】農業用運搬車を運転中、２ｍ下の川に転落。下敷きになっているところを近隣の人が発見。頭部の外傷と頚椎の骨折で呼吸麻痺を起こし、病院に運ばれた時には死亡していた。（９７年８月　７９歳・男性）

３．考えられる事故原因

（1）転倒・転落の理由

① 農業用運搬車は、あぜ道や起伏があったり、足場の悪い場所で使われるので、バランスを崩しやすい。

② 歩行・乗用兼用タイプは、安定の良くない場所では、車から降りて、手で押して使うように取扱説明書等には書かれている。しかし、地形や地面の状況を判断しながら、乗ったり降りたりするのは煩わしいためか、傾斜地や起伏のあるところでも乗用を続ける傾向がある。

③ 少量の積み荷で何往復もする手間を省くためか過積載になりがちで、重心が高くなり、不安定になる。

④ 乗車する際は１人乗りが原則であるが、荷台等に人を乗せることがあり、バランスが悪くなる。

（2）重傷になりやすい理由

農業用運搬車の多くは、トラクターの安全フレームのような運転者を囲う部分がなく身体がむき出しになり転倒したり、転落したりすると、容易に身体が投げ出され転落・下敷きになる傾向がある。

４．農業用運搬車の安全基準

（１）「安全鑑定」

農業用運搬車の公的な安全基準としては、農林水産省の特別認可法人である「生物系特定産業技術研究推進機構」（生研機構）が行っている「農業機械安全鑑定」がある。安全鑑定は、農業機械の安全性を判定するもので、鑑定依頼者は安全である旨の鑑定を受けた型式の農業機械に「安全鑑定証票」を付けることができる。農用トラクターや田植機、コンバイン（自脱型）などとともに、農業用運搬車も「農用運搬機（乗用型）」及び「圃場内運搬機」として対象機種となっている。ただし、これはメーカーの自主的な受験に任されている。

公道を走行できる乗用型については、昭和５４年度から平成 2 年度までに 34 種類の農業用運搬車が安全鑑定基準適合機と認定されたが、その後、平成９年度までは鑑定希望そのものが出されていない。一方、公道を走行できない歩行型、歩行・乗用兼用型、乗用型については、平成３年度から安全鑑定の対象になり、平成６年度に歩行型の１機種のみ認定された。乗用型及び歩行･乗用兼用型については、平成 3 年度以降平成 9 年度までは鑑定希望が出されていない。

（２）メーカーの安全基準

メーカーはそれぞれ独自で安全を考慮して、・車体の重心を低重心とする、・ハンドルがきれすぎないよう規制装置を設ける、・タイヤの強化、・スピードの低速化などを図ってはいるが、安全基準となるものはない。

業界団体である（社）日本農業機械工業会では、安全対策委員会等を設置して、注意表示や取扱説明書の見直し等を行っている。

５．使用者へのアドバイス

（１）農業用運搬車を利用するにあたって

① 取扱説明書をよく読んで、書かれている注意事項をきちんと守ること。車の受け渡しの際には使用方法や注意事項の説明をよく理解できるまで聞くこと。

② 使い慣れている農業用運搬車であっても、大けがをする可能性があることを常に頭に入れて、いい加減な使い方や、無理な使い方をしないこと。

③ 使用前・使用後に、どこか悪い所がないか点検する。また、自動車のような車検の義務がないので、整備・点検がおろそかになりがちである。定期的に専門家のチェックを受けることが望ましい

（２）転倒・転落を防ぐために

① 傾斜が急な所、幅の狭いあぜ道などの走行は特に慎重にすること。脱輪して転倒や転落などの危険性があるので、速度を落としたり、また、歩行兼用型の場合はなるべく車から降りて使うようにすること。

② 過積載でバランスを崩し、転倒するケースもあるので、積み荷は少な目にすること。また、荷崩れを防止するために、積み荷はきちんとロープ等で固定すること。

③ 農業用運搬車は１人乗り用に設計されている。同乗者を伴う運転は重心の移動等があり危険なので、運転者以外は乗せないこと。

④ 作業時にはヘルメットを必ずかぶること。また、だぶついた服を着ていると機械に巻きつくことがあり、危険なので身体の各部をしっかり覆う、だぶつきのない服装をすること。

６．業界への要望

（１）転倒を防ぐために

①農業用運搬車には、全機種を通じて徹底させるべき安全基準がない。起伏のある地域で使用する場合、傾いたり転倒したりしやすいので、特に安全性に配慮して転倒しにくい構造をより一層工夫すること。

②販売時に取扱説明書の熟読を勧めること。また、傾斜地や起伏のあるところでの使用方法の注意を徹底すること。

（２）転倒した際の事故を軽くするために

トラクターの場合、安全フレーム／キャブ（転倒時に運転者がトラクターの下敷きとなって死傷しないように付けられた鉄製の枠や運転室）を装着することによって、転倒・転落による重傷、死亡事故がかなり減少した。農業用運搬車も運転席と荷台の間にトラクターの安全フレームのような機能を持たせた枠等を装着すること。

（３）その他

農業機械は消費物資ではないため、消費者保護の枠外におかれているが、使用者の安全は守られねばならない。相談窓口を設け、使用者の苦情や事故情報を把握し、商品開発に生かすこと。

（本件連絡先：国民生活センター消費者情報部 TEL ０３－３４４３－１７９３）

資 料

農業用運搬車の種類と主な仕様

●車輪式（＊１）

	歩行型（後押）	歩行・乗用兼用型（前引）	乗用型
	ハンドルや操作レバー類は、車体の後方にあり、運転者は後ろからついて歩きながら運転操作を行う。後から押して歩く形なので「後押」と呼ぶメーカーもある。	ハンドルや操作レバー類は、車体の前方にあり、運転者は歩行時は前方で車体を引くようにして運転操作を行い、乗車時にはエンジンカバー部を座席として使い、座って操作する。前から引くので「前引」と呼ぶメーカーもある。	車体前方に運転席があり、ハンドルやペダルにより、自動車に近い感覚で操作できる。
適応馬力（＊2）	1.4～28Ｐs	5.8～8Ps	7.5～30Ps
本体重量	45～395kg	255～710kg	455～1,470kg
最大積載量	120～500kg	500～600kg	350～1,000kg
価格	140,000～710,000円	340,000～1,150,000円	620，000～4,280,000円
その他		道路運送車両の保安基準を満たしているもの以外は公道走行禁止	道路運送車両の保安基準を満たしているもの以外は公道走行禁止

●クローラ式

	歩行型	歩行・乗用兼用型	乗用型
	操作レバー類は、車体の後方にあり、運転者は後ろからついて歩きながら運転操作を行う。	操作レバー類は車体の後方にあり、運転者は後ろから操作を行うものが多い。乗用の場合は、操作をしながら立ち乗りをするタイプが多い。	運転席は前にあるタイプと、後ろにあるタイプとがある。操作はレバー類で行う。
適応馬力	2.5～10.5Ps	3～12Ps	6～12Ps
本体重量	110～730kg	130～900kg	510～930kg
最大積載量	200～1,000kg	500～1,000kg	500～1,300kg
価格	200,000～1,100,000円	220,000～1,610,000円	640，000～1,670,000円
その他		道路運送車両の保安基準を満たしているもの以外は公道走行禁止	道路運送車両の保安基準を満たしているもの以外は公道走行禁止

注：表中のカットは、イメージカット。矢印方向が進行方向。

＊１：車輪式には、一輪式・三輪式・四輪式の他に多輪式がある。上記は「歩行型」、「歩行・乗用兼用型」は三輪式、「乗用型」は四輪式の例を示した。

＊２：ＰＳとは、「馬力」のこと。

・車輪式、クローラ式とも、小型特殊車両の認可を受けているもの以外は、公道での乗用走行は禁止されている。

・農林水産省「主要農業機械出荷状況調査結果」によると、これら全体の合計出荷台数は、昭和62年から平成8年の10年間で約60万台である。

＊参考資料：（社）日本農業機械化協会『’98/’99農業機械・施設便覧 』、価格は平成10年7月現在の希望小売価格

<title>死亡事故も起きている！農業用運搬車からの転落・下敷き事故</title>